

水質事故を起こした方へ

水質事故を起こした場合、**流出箇所の処理、土壌の処理、河川への流出防止等の処置は原因者が行うことが基本**になります。

しかし、緊急を要するため、**消防・市町村は発生元及び水路等の処理、県・国は河川への流出防止の処理を行う場合があります、処置費用については後日原因者へ請求**することになります。

■消防法

第16条の3 第1項

危険物の流出事故を起こした場合、**流出物の流出及び拡散の防止、流出した物の除去等の応急の処置は原因者が行う事**となっています。

第16条の3 第3項

原因者が処置を講じない場合、**市町村長は措置を行うよう命ずることができます。**

第42条 第9項

命令に違反した場合は**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられます。

■河川法

第18条

河川を損傷若しくは汚損した行為によって生じた**河川の維持を、原因者に行わせる事ができます。**

第67条

河川管理者は他の行為により必要を生じた**河川維持に要する費用については当該他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるもの、とされています。**

■水質汚濁防止法

第14条の2 第1項、第2項

事故を起こした場合、**流出物の排出又は浸透の防止のための応急の処置は原因者が行う事**となっています。また、**処置の概要を県知事に届けなければなりません。**

第14条の2 第4項

原因者が処置を講じない場合、**県知事は措置を行うよう命ずることができます。**

第31条

命令に違反した場合は**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられます。

北上川水系水質汚濁対策連絡協議会 下流支局

石巻市※、登米市、栗原市、石巻地方広域水道企業団※、石巻地区広域行政事務組合消防本部※、登米市消防本部、栗原市消防本部、宮城県※、宮城県警察本部※、東北経済産業局※、関東東北産業保安監督部東北支部※、東北地方整備局※、東北技術事務所※、北上川下流河川事務所※（※江合川及び鳴瀬川水対協の構成機関でもあることを示す）

江合川及び鳴瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会

大崎市、東松島市、富谷市、美里町、涌谷町、加美町、松島町、色麻町、大郷町、大衡村、大和町、大崎地域広域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、黒川地域行政事務組合消防本部、鳴瀬川総合開発調査事務所、鳴子ダム管理所